

環境・衛生



資源ごみ収集と廃棄物減量等推進員

毎月1回実施の資源ごみの円滑な収集は、各地区推進員の方々のご協力があってこそ成り立っています。

推進員の方々に必要以上のご負担をかけないよう、分別と出し方のルールを必ず守ってください。

問合先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

害虫等の駆除はどしへ

市では私有地にかかわる害虫等の駆除を行っていません。害虫等でお困りの場合は、次の窓口までご相談ください。

公益社団法人愛知県ペストコントロール協会

☎452・7122

※平日、午前10時から午後4時までです。

※業者への駆除依頼は有料です。

問合先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

事業所から出るごみの処分方法

営利、非営利の目的にかかわらず、一般家庭以外の全事業者による事業活動に伴って排出されるごみは、家庭系ごみ収集には出せません。事業所から出るごみには、以下の2種類があります。

① 産業廃棄物

関係法令規定の20種類があります。販売店舗等、取扱い業者へ処分をご相談ください。

● 県の産業廃棄物収集運搬許可業者へ処分をご相談ください。

② 事業系一般廃棄物

産業廃棄物以外の紙くず、繊維くず、木くず、生ごみ(いずれもリサイクルできないごみ)

● 市の事業系一般廃棄物収集運搬許可業者へ処分をご相談ください。

あわせてご参照ください

・ 冊子「令和2年度あま市ごみの分別と出し方のルール」11ページー収集できないごみー

・ 市公式ウェブサイト(トップページ)

↓くらしの情報↓ごみとりサイクル↓ごみ↓事業系のごみ等の処分※リサイクルできるごみは、廃棄物再生事業者へ処分をご相談ください。

問合先 環境衛生課

☎444・3132

医療廃棄物の処分方法

医療廃棄物とは、医療関係機関等が事業活動や在宅医療等の医療行為に伴って排出する廃棄物(ごみ)を指します。

脱脂綿、ガーゼ、包帯、ギブス、紙おむつ、注射針、注射筒、輸液点滴セット、体温計、試験管等の検査器具、有機溶剤、血液、臓器・組織のうち、人が感染し、もしくは感染するおそれのある病原体が含まれ、もしくは付着し、またはこれらのおそれのあるものは「感染性廃棄物」といい、数量の多少にかかわらず、市の家庭系ごみ収集には出せません。感染性廃棄物には、次の2種類があります。

● 感染性産業廃棄物

医療行為等で廃棄物となった血液、注射針、レントゲン定着液等のうち感染性廃棄物である特別管理産業廃棄物

● 感染性一般廃棄物
医療行為等で廃棄物となった紙くず、包帯、脱脂綿等のうち感染性廃棄物である特別管理一般廃棄物

問合先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

交通事故の起こりやすい場所～守って安全・知って安心～Vol.54

名称 木田北屋敷周辺
場所 木田北屋敷

対面通行のできない狭い交差点から、自転車や歩行者が一旦停止をせず、飛び出してくることが多い。自動車を運転中、実際に自転車と接触しそうになっただことがある。スピードを出していないかったため、接触はしなかったが、ヒヤリとした。気をつけよう。

(市公式ウェブサイト掲載ヒヤリハット・あーマップから抜粋)



問合先 安全安心課

☎444・0862

FAX 441・8330

交通安全



年末の交通安全県民運動

12月1日火～10日木

12月4日金 午後4時～6時

県内一斉交通大監視

重点項目

- ・夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の根絶
- ・子どもをはじめとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- ・高齢運転者等の安全運転の励行

12月は飲酒運転根絶強調月間です

飲酒運転を四(一)しない運動

- ・運転するなら酒を飲まない。
- ・酒を飲んだら運転しない。
- ・運転する人に酒をすすめない。
- ・酒を飲んだ人に運転させない。



ハンドルキーパー運動

ハンドルキーパーは、自動車仲間と飲食店等に行く場合に、お酒を飲まないで、仲間を自宅まで送り届ける人のことです。

問合せ 安全安心課

☎4444・0862

FAX 4441・8330

自転車のマナー向上について

近年、自転車加害者となる交通事故が全国的に発生しています。事故を起こさないよう、常に自転車の点検を行うとともに、自転車安全利用5則を遵守しましょう。

自転車安全利用5則

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
- ・夜間はライトを点灯
- ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

自転車事故により相手方を死傷させた場合に、高額な損害賠償を請求される事例が相次いでいます。事故が起き、損害賠償責任を負ったときの経済的な負担を軽減するため、積極的に自転車保険等に加入しましょう。

問合せ 安全安心課

☎4444・0862

FAX 4441・8330

運転免許証の自主返納について

愛知県では高齢者の免許人口が全体の20%以上と全国的にも高い割合で、これに比例し高齢ドライバーの交通事故も年々増加しています。高齢者は、加齢による身体機能の低下などで運転時の操作ミスが起こりやすくなります。

「最近、運転が不安になった」「家族と相談して免許証を返すことにした」等免許証を返納したい方は、免許証を返納することができません。返納後は安全運転に努めてきた証として、「運転経歴証明書」の交付を受けることができます(交付には手数料がかかります)。

運転経歴証明書は、身分証として利用でき、一部タクシー会社の乗車運賃割引等の特典があります。詳しくは、津島警察署交通課までお問い合わせください。

問合せ 津島警察署交通課

☎0567・24・0110

問合せ 安全安心課

☎4444・0862

FAX 4441・8330

